

で半間の平成餘俸(良賜)退社の在り半額一ヶ月半量給の十八  
歳の在り半額一ヶ月半量給一ヶ月の良賜の日より職を前三位  
ある懲戒料一

攝理業士十二種職業等當金員滿三十半歲者以上ア攝理業士當員收職業  
○會攝職の業素止式の職業等當惟真式攝

日子勞武制五食止ア寄草ア攝理業士當員收職業等  
ア、攝理業員職ア制支外選手會攝の攝理業士當員收職業等  
セヘア同日支給率免職の職業等當意を攝理もア業素止式の  
ア制令回の職業等當もア且て其の職業等當員收職業等  
八月十日付寄草止ア會攝の職業等當もア業素止式の  
改職等を異ア、攝理業員職ア制會攝の職業等當も不當もア、  
兩名監理に當り、會攝の支給止式の職業等當員收職業等

法人協調會福岡出張所

法人協調會福岡出張所

年間は二ヶ月分一を合計したるものなり。

右の、、を附した五ヶ年迄(一ヶ月分)と五年以上十年迄(一  
ヶ月半分)と十年以上(二ヶ月分)との三段に區切りて計算(合計)したのである。

○退職手當規則第七十二條

勤続三年以上にして退職又は死亡したるものには在職中の  
成績及退職亦は死亡の事由を説明し左記以内の退職手當金  
を給與することあるべし。

一、社員 勤続年數三ヶ年以上五ヶ年未滿在職一ヶ月に付退  
職の日より遡りて前三ヶ年間に於ける平均給料月額の一  
ヶ月分

五ヶ年以上十ヶ年未滿は  
一ヶ月半分

十ヶ年以上  
二ヶ月分